

大阪府告示第1642号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり門真市駅前地区市街地再開発組合（令和7年大阪府告示第784号）の定款及び事業計画の変更を認可した。

令和7年12月23日

大阪府知事 吉村 洋文

1 組合の名称
門真市駅前地区市街地再開発組合

2 事業施行期間
令和7年6月4日から令和15年3月31日まで

3 施行地区
門真市新橋町の一部

4 事務所の所在地
門真市新橋町3番1-1007号

5 設立認可の年月日
令和7年6月4日

6 変更認可の年月日
令和7年12月23日